

# 摂関政治と陣定

美川圭

## はじめに

有力な古代史家のあいだで、摂関期を律令政治にひきつけて後期律令国家と考へるか、中世にひきつけて初期権門政治と考へるかで、大きく意見が分かれていることは比較的よく知られている。その議論は日本の律令国家の総体をどのように見るかという大問題と深く関わるが、私のようなもっぱら院政期以降の政治制度を専門としてきた者には、とうてい手に負えるものではない。

しかし、この大問題を考える一視角として、摂関期における陣定の評価がある。吉川真司は、大津透の陣定、とくにその一角をなす受領功過定の分析を中心とする平安財政史研究の問題点が、大津の「後期律令國家」論の構想を根本から制約していると、きびしく批判している。大津は受領功過定において、受領任免の基礎となる議論が活発に行われ、しかもその結論が一つにまとめられることを重視する。一方、吉川は摂関期の陣定の「不活発性、非定例性、形式性」を強調し、その案件処理が摂関期の国家・社会において、ほとんどどるに足らない位置しかしめていないとする。<sup>③</sup>

最近、陣定の成立を論じた川尻秋生は、大津の論考<sup>④</sup>を引用し、陣定が「摂関期には最重要な合議と位置づけられ、中世に至るまで開催されることを念頭におけば」<sup>⑤</sup>として、この議論に古代史の研究者のなかで一

定の決着が見られたと、私は認識した。そのため、最新の拙著『公卿会議—論戰する宮廷貴族たち』（中央公論新社、二〇一八年）の「第二章 摂関政治の時代」は、おもに大津の論考をベースに叙述したのである。

ところが、二〇一八年度日本史研究会大会報告において、黒羽亮太は国政上の重要事項の審議の場であつたという藤木邦彦の先駆的研究<sup>⑥</sup>を前提にしつつも、大津、吉川、および倉本一宏の研究をもつて、「その後の研究でも評価をめぐっては意見が分かれる」としている。<sup>⑧</sup>しかも、吉川自身が最近の講演において、後期摂関政治の実像として、陣定・功過定は年にわざか数回開かれるだけで、体面と分担責任と情実からなり、「議論」は形式・口実であり、昔ながらの「陣定」過大評価はそろそろやめたい、と呼びかけたのである。<sup>⑨</sup>

このように、古代史における陣定の評価をめぐる論争が、いまだ決着に程遠い状況であることが判明した以上、拙著の叙述はいささか拙速であつたのだろうか。すでにこの問題については、論争が華々しかつた集中、ささやかながらも「平安時代の政務とその変遷」<sup>⑩</sup>として私見を述べたことがある。屋上屋を重ねることにはなるが、拙著刊行の責任もあるので、今回その後考えたことも含めて、現在の見解について典拠を示しつつ記しておきたい。なお、問題の性格上、従来の拙著と重複する叙述が多くなることをお許しいただきたい。

## 一 太政官奏から官奏へ

拙稿で最初に陣定の成立について論じたのは、一九八六年のことである<sup>⑪</sup>。そこでは弘仁年間（八一〇～八二四）頃の成立を推定する藤木説を批判しつつ、歴史物語である『大鏡』卷二の陽成天皇讓位の際の「陽成院おりさせ給ふべき陣定に候はせ給ふ」という元慶八年（八八四）に相当する記事を最古のものと考え、それに次いで古いのが『日本三代実録』仁和二年（八八六）六月二十五日条の「左右大臣已下、於左仗下、先議定」であるとした。そのうえで、拙稿では『大鏡』の元慶八年をそれほどさかのぼらない時期に陣定が成立したのではないかと推定した。

最近の二〇一四年になつて、川尻は陣定の確実な史料上の初見が、この『日本三代実録』の記事であることを確認した。<sup>⑫</sup>さらに「私見」としてことわりつつも、次の『日本三代実録』元慶四年（八八〇）五月二十日条が、陣定の史料的な初見であるとしている。

快雨、勅、錄下公卿及近衛・兵衛・衛門六府官人已下見在陣頭者上、以穀倉院調布賜之、公卿加賀内藏寮御服絹各有差、外記・内記侍仗下者、亦預焉、賀甘澍也、先是、有レ勅議定、始自甘二日、三ヶ日間、於賀茂・松尾等社、將修灌頂經法、為祈雨也。

この記事には明確に陣座で公卿会議があつたとは記されていないが、公卿以下への下賜が議定での祈雨に関するものであるとすると、その可能性は高いといえよう。川尻は私が示した先の元慶八年と推定される「陣定」という明確な記述を、歴史物語であるとして、しりぞけるが、それも含めて陣定がその四年前までさかのぼつて成立するという川尻説に異論はない。

ここでさらに問題は、陣定成立以前の公卿合議体との関係である。こ

れについては、二つの考え方がありうる。一つはかつて橋本義彦の主張した「政」から「定」へというとらえ方にもとづくもので、朝政、官政、外記政、陣申文などの公卿聽政から、陣定に代表される会議体への太政官政治の変化を想定する考え方である。<sup>⑬</sup>もう一つは、律令制下において行われていた天皇臨席のもとでの公卿会議の多くが、その場を近衛陣に移動し、天皇の臨席がなくなつたと見る考え方である。<sup>⑭</sup>

現在における「政」についての研究の到達点は、吉川真司によつて示されている。<sup>⑮</sup>この政務の方式は、平安前期（九世紀）には申文（公卿聽政）と官奏というかたちに定式化されていた。申文（公卿聽政）というのは、弁官申政と三省申政の二種類からなる。弁官申政は国司や各官庁からの日常的な事項が、弁官を通して太政官に申請され、その決裁をうけるものである。三省申政は官人の身分や処遇などの人事についての内容で、中務・式部・兵部省からなされるものであり、弁官が関与するものとそうでないものに分かれる。

それらは、天皇の判断を仰ぐ必要があると判断されると、官奏というかたちで天皇に上奏され、決裁をうけることになる。しかし、比較的軽微な内容に関しては、官奏をへることなく、申文（公卿聽政）で決定されるのである。

天皇の勅裁をうける形式については、八世紀までは太政官奏という手続きをふんでいた。太政官奏については、その内容の重要性の高いものから、論奏、奏事、便奏という区分があった。このうち、少なくとも論奏と奏事については、大臣が参議以上を引率して上奏に赴いたと推定されている。<sup>⑯</sup>

この太政官奏をめぐり、太政官の議政官会議と天皇との関係について、天皇権力が議政官によつて制約されていることを強調し、律令制の貴族制的性格を主張する早川庄八の体系的な学説が存在する。<sup>⑰</sup>これを支持し

た佐藤進一が、中世に継続した議政官会議の解体による後醍醐の君主專制方針を論じた。<sup>⑯</sup>

早川説が根拠としているのは、おもに論奏式に修正・否決の場合に関する規定がないことから、論奏は天皇が否認しないことを前提としているという議論である。しかし、飯田瑞穂は論奏・奏事・便奏いずれも、(い)提案を全部受け容れて可決する、(ろ)提案を一部修正して可決する、(は)提案を否決する、という三つの場合が想定されるが、条文化の際に(い)の場合を論奏式で、(ろ)の形式を奏事式で、(は)の事例を便奏式でそれぞれ説明したまでのことと断じた。既述のように、論奏・奏事・便奏はことの大・中・小による区分であることは揺るがないから、大事のみが天皇によつて全面的に承認されることは不自然であり、早川説に成立の余地はない。「現実はともかくとして、法的にいへば、天皇はいかなることについても発議し得るであらうし、またすべてのことについて決定を下し得る立場にあつたと考へる」という飯田の主張は、太政官議政官合議に対し、天皇が制度的優位に立つという点で説得力を有している。<sup>⑰</sup>

太政官奏のうち、相対的に重要な問題を扱うのは、論奏と奏事であるが、それらは大臣が参議以上を率いて天皇に奏上し裁可を仰ぐものであつた。上奏が必要な事項でも、比較的軽微なものは便奏という形式で上奏されたが、その場合は少納言が単独で行つたという。平安時代になると、論奏は固定化・儀礼化した。奏事に相当する太政官奏はその一部が論奏に吸収されるが、それ以外は衰微、消滅する。便奏は「小事」に限られた奏上形式としての少納言尋常奏として生き残つたという。一方、平安時代になると常態化する官奏は、参議以上を引率せず、大臣一人による奏宣形式である。つまり、そこには太政官奏の論奏や奏事のようないくつかの特徴がある。吉川はその出発点は議政官組織はほとんど関与しない点に特徴がある。

八世紀後半の称徳朝にあるとしている。<sup>⑲</sup>

論奏や奏事のように、大臣が参議以上を引率して奏上する形態に比べて、官奏の大臣一人が天皇に對面して奏上する場合、さらに天皇が議政官に制約される可能性は低くなる。天皇と大臣とのやりとりを、他の議政官が直接耳にすることはできなくなるのである。すでに、飯田が鋭く指摘し、吉川がそれを全面的に支持したように、太政官奏においてすら、天皇は法的に議政官の制約を受けずに、決定ができたのである。それならば、議政官が直接関与できない官奏において、太政官奏以上に天皇に對して議政官の権限が強くなることなど、ありえないことになる。

## 二 外記政と南所申文・陣申文

律令制度のもとでの太政官議政官会議はどのように行われたのか。まずその一端は、申文、すなわち朝堂と太政官曹司序で行われた儀にうかがわれる。少なくとも八世紀にさかのぼる朝堂・太政官曹司序での申文の具体的な次第と作法は、平安時代の外記政の序申文に繼承されたと考えられている。<sup>㉑</sup>外記政はおもに序申文と外記請印という二つの儀から構成された。

序申文とは、諸司諸国の上申案件を公卿が決裁する儀であり、通常は弁官が取り次ぎ、諸司諸国に代わつて上申した。公卿聽政を上卿である大臣が決裁するとき、史が案件を口頭で読み上げ、上卿も決裁の詞を口頭で発する。その際に大納言・中納言・参議らは同席し、その詞を聴くことになるのである。それこそが、まさに太政官の合議、議政官会議の決定ということになつた。大納言・中納言・参議らは、その場に同席することによつて、その内容を知り、その決定に賛同したことになる。<sup>㉒</sup>外記政の後半は、外印請印儀であった。これは太政官符、省符などに

太政官印である外印を押捺するものである。それは、大まかにいって、二段階の儀による。

まず、第一段階では、外記が文書をまとめて上卿に進め、上卿はそれについて閲覧・点検し、一通ずつ捺印の可否を判断した。第二段階では、史生が文書の総数を確認する詞を発し、その上で上卿の指示を受けて、外印を押捺する。ここでまず注目すべきは、外記政の前半の序申文とは異なり、外記と上卿のあいだで文書がやりとりされ、請印において文書そのものが検査されたことである。

序申文の作法が、律令制度導入以前にさかのぼる伝統的なものと考えられるのに対し、後半の外印請印儀は九世紀初頭に成立したと推定される。その作法も大宝令施行の八世紀前半にさかのぼる可能性もあるが、文書行政に即応した新しい上申作法と考えられる。そして、この外印請印儀には上卿以外の公卿は参加しないのである。

公卿聴政である申文は、朝堂院→太政官曹司序→外記序と時代の変遷とともに、場所を移動して行われてきた。それぞれ朝政→官政→外記政とよばれる儀である。ところが、このうち朝堂院で行われる朝政では、外印請印儀が行われなかつた。朝政ではすべて伝統的な口頭での読申が行われた。儀の終了後に太政官曹司序か外記序で外印押捺がなされたのである。

しかも、外記政前半の序申文は、かなり早い段階から政務としては形骸化しつつあり、儀礼的となつていつた。外記政は主として外記請印を行うための政務となり、「序申文なき外記政」が少なくとも十世紀中期には常態となつていた。南所申文が序申文を凌駕していたのである。代表的な儀式書である『西宮記』は十世紀中期の状況をよく示していると思われるが、そこには「朔日・四日・十六日及政初、新初着座上卿、着時、有<sub>二</sub>申文」と記されており、すでに序申文が特別な場合に行われる儀礼的な性格のものであることがうかがわれる。

もう一つ、南所申文の代わりに行われた内裏の左近衛陣座での陣申文という政務があり、おおむね十世紀以降盛行した。陣申文も南所申文と同じく、読申申文ではなく、文刺を用いた文書中心の決裁方式であり、大臣の儀で「結ね申す」ことが行われ、大中納言の儀では行われなかつたことも共通している。

外記政の終了後、南所申文という儀がある。南所申文では史は上卿である大臣、あるいは大中納言に文書を文刺にはさんで献上し、それを上

卿は黙読し決裁した。ただし、上卿が大臣の場合と大中納言の場合とは、大きな作法の違いがあつた。大臣儀では、文書の披見が終わると大臣は文書をまとめて机に置き、これを史がとつて一通ずつその文書の事書だけを読み上げる。すると大臣はその一々に決裁の詞を発したのである。この文書事書の読み上げを「結ね申す」という。大中納言の儀では、この「結ね申す」ことが省略される。すなわち、上卿は披見ののち文書を一通ずつ史に下し、史は事書を読みないで、上卿の決裁の詞だけが発せられた。

南所申文は外記政と不可分の政務であり、南所申文の上卿、つまり決裁者は「日上」とよばれる外記政の開催時刻に出席した最上位の公卿であった。

外記政の開始時刻は決まっており、出席予定の公卿が全員そろうのを待つというのが原則であった。ところが仮文という欠席届が刻限前に届かず、外記政が遅れることがしばしばだったようである。そのため、承和三年（八三六）の宣旨で、開始の刻限を厳格化し、仮文の有無にかかわらず、その刻限に出席の公卿だけで開始することになっていた。南所申文も外記政出席の公卿だけでなされねばならなかつたのである。

一方、陣申文は外記政とは切り離されており、外記政と南所での食事が終了した後に行われた。平安時代には公卿は日常的に内裏に出仕し、宜陽殿座または左近衛陣座に着いた。そのために、内裏に出仕した公卿が参加しやすいので、外記政に来なかつた公卿も出席できる。最上位の公卿もおのずから上位の人物になる傾向にあつた。このことによつて、陣申文は、南所申文よりも上位の申文とも考えられるようになり、その開催頻度を増した。

さらに陣申文が申文の主流となる背景の一つには、弁官の「床子座」の成立があつた。床子座は敷政門を出た北腋にあつた。敷政門は宜陽殿に近接し、左近衛陣座からも宣仁門を出たすぐの場所にあつた。ここが弁官や史の祇候する場所である。日常的に、陣座が陣申文あるいは公卿から宣旨を下す儀などに使われるようになると、この床子座が弁官と史の祇候する場所になつたらしい。弁官や史は、ここで天皇へ官奏する文書を整えたり、陣申文の準備のための結文儀、弁官から史へ宣旨を下す儀を行つたりした。また、床子座の成立に先行して、すでに天長六年（八一九）その相対する場所に、外記の座が設けられていた。このように、まず外記が、そしてその後弁官と史が内裏に吸引され、祇候の場所が設けられていた。内裏の外の南所での申文より、陣座での申文の方が、そ

の点でも有利であつた。<sup>24)</sup>

外記政の開催頻度は、十世紀前半ではおおむね月に十日以上は開かれていった。それが極度に悪化するのは、十世紀後半のことであり、月五日を超えることはめつたになくなる。そして、十一世紀前期には年二十回前後まで開催回数が落ちてしまう。しかも、その多くは式日や着座時の儀礼、受領の勤務評定である受領功過定のための形式的手続であつた。この理由としては、内裏焼亡が頻発し、その代替として里内裏が多く用いられたことがあげられよう。

平安京の内裏が初めて焼亡したのは、天徳四年（九六〇）九月のことである。このとき、村上天皇は翌年十一月の内裏再建まで、大内裏の東に隣接する冷泉院に移つた。その後十五年は安泰であつたが、貞元元年（九七六）五月に再び内裏は罹災し、円融天皇は職曹司をへて二ヶ月後に堀河殿を里内裏と定め、翌年七月に新造内裏に戻る。しかし、わずか三年あまりで再び内裏は焼亡し、天皇は天元三年（九八〇）十一月職曹司、十二月太政官序、翌年七月四条後院、九月職曹司と転々として、ようやく十月に新造内裏に戻つた。ところが、わずか一年半を過ぎた天元五年十月にまともや内裏焼亡、天皇は職曹司をへて堀河殿に移り、そのまま永觀二年（九八四）八月讓位して、新帝花山が新造内裏で即位するのである。貞元元年から永觀二年までの八年間で、大内の内裏に天皇が居住しできたのは、わずか四年半であつた。<sup>25)</sup>

外記政とは公卿が日常的に内裏に祇候するようになつたため、内裏に隣接する外記序が公卿聽政の場として至便となつたことが、その成立の一因であった。しかし、このように内裏焼亡の頻発にともなう天皇居所の移動、とくに大内裏の外部にある冷泉院や堀河殿に天皇が移動すると、外記政の場所が著しく遠くなつてしまふ。こうしたことから、外記政が急速に衰退することは容易に理解できる。

一方、内裏への外記、弁官、史などの実務官人の常駐が進んでいるので、里内裏でもその場所が設定されたから、外記政が行われなくとも、それほど大きな問題は生じなかつたのであろう。しかし、外記政に付隨する南所申文の代替となるはずの陣申文が、十世紀後半に活発となつた形跡はない。それどころか、十一世紀前期には外記政よりも少ない年十回を越えない程度となつてしまふ。このように、公卿聽政である申文自体が衰退する。

南所申文、陣申文によつて、上卿が天皇に上奏する必要があると決めた場合、天皇に上奏して最終決定する政務が既述の官奏なのである。この官奏は申文と関係が深く、一連の政務であり、十世紀の前半には頻繁に行われていた。しかし、申文と関連が深い政務であるがゆえに、南所申文や陣申文の衰退の影響をうけ、十一世紀前期には陣申文と同じ程度の頻度に激減した。こうして、十一世紀前期には、申文（公卿聽政）—官奏という「政」ともいわれる系統の政務方式が衰退し、儀礼化したのである。

### 三 行事所と陣定

九世紀末から十世紀初頭に、律令制的な官司の限界から、諸司・所々・諸寺の別當に、公卿・殿上人らを任命することで、それらを直接掌握・指揮させる制度ができた。これが殿上所充であるが、十世紀以降、これらの諸司諸寺別當に加えて、行事上卿・行事所上卿などの制度が発展し、公卿がそれぞれの組織や行事の実務を分担する体制が整えられた。

行事所とは、諸社寺行幸、大嘗会、造内裏などの臨時に行われる国家的な行事に際して設けられた。納言以上の公卿を上卿として、中少弁から選ばれた行事弁、そして行事史から構成され、特別な行事ではこれに

参議の行事宰相が加わつた。この執行組織によつて、行事の経費調達、準備、実行、後始末などが行われたのである。そのため行事所上卿は天皇や摂関と連絡をとりつつ、諸事に責任をもつた。

また、公卿別当は、内裏ではなく、自邸で実務を処理することができたらしい。<sup>26</sup> こうして、十世紀には「日上」の上卿が決裁する申文と、こうした実務をあらかじめ分担する上卿の決裁が並立し、十世紀末以降急速に後者が前者を凌駕していくのである。

朝政、官政、序申文などは、「読申」つまり申文内容を口頭で史が読み上げ、上卿が決裁を詞で発する方式であった。そこでは、参加した公卿たちは案件の内容を知ることができた。公卿たちは、その場に同席することによつて、その内容を知り、意見を発する機会はなくとも、その決定に賛同したことになる。これこそが日常的政務における太政官議政官会議の主たる実態であつたと考える。

ところが、十世紀に南所申文、陣申文が、それらの「読申」方式の申文を凌駕する。南所申文、陣申文では、上卿は申文を黙読して決裁した。大臣が上卿として決裁した重要案件については、史が申文の事書のみを読み上げたが、それ以外は上卿の決裁の詞が発せられるだけであつた。その場合、公卿たちは、その場ではほとんど何が決まつたかを知ることができなかつたのである。これでも、出席した公卿は決定に賛同したとみなされたであろうが、実態はすでに会議とはほど遠いものになつていった。

さらに、十一世紀に入ると、諸司諸寺別當、行事上卿、行事所上卿など、実務をあらかじめ分担する上卿の決裁が、従来の申文方式を凌駕していく。こうなると、公卿たちは太政官政務の全体を把握する機会さえ失うことになる。つまり、公卿聽政という形式は儀式化し、日常的な政務を行う役割を終える。公卿たちが申文案件の決裁に「参議」し、一体

となつて「合議」をするという機会もなくなるのである。

公卿の合議の場として、もつとも重要なのは、人事決定の場、叙位・除目であろう。これは基本的に、天皇の御前に公卿全員が招集されて行わることになつていた。叙位・任官者は、天皇と執筆大臣によつて決定され、その場で議論がされるということはなかつた。幼帝の場合には、

摂政の直廬（内裏の宿所）で行われ、天皇の代わりに摂政が人事を決定した。関白は九世紀末の基経のときから、御前の儀に参加し、天皇と執筆の間に座して決定に関与した。人事権は国家の政務の根幹であり、これを天皇と摂関が掌握したが、公卿もそれに合意したとみなされたのである。

しかし、この天皇御前の叙位・除目に准ずるかたちで、重要な案件についての討議が、臨時に御前の公卿会議でなされる場合があつた。たとえば、十世紀、平将門の乱の際、天慶二年（九三九）十二月、常陸について上野、下野国衙の襲撃が朝廷に報告されると、内裏の殿上で公卿会議が開かれたという。<sup>(27)</sup> 同時期の藤原純友の乱でも、追討の最終決定が天慶四年（九四一）正月十五日の朱雀天皇御前での議定で決定されている。<sup>(28)</sup> のちの十一世紀、十二世紀の史料にも、「国家大事」は御前での公卿会議で討議されるべきと言われており、重要案件は天皇御前で評議されていた。<sup>(29)</sup> 邇ると、承和十年（八三四）七月、嵯峨太上天皇の周忌の斎会の日取りについて疑義が生じ、中納言源信や参議源弘が上奏したため、仁明天皇は「上因<sup>(30)</sup>熱発<sup>(31)</sup>、不能<sup>(32)</sup>面議<sup>(33)</sup>、勅令<sup>(34)</sup>大納言藤原良房朝臣与諸公卿議定<sup>(35)</sup>」と命じ、公卿会議が行われたといふ。この記事から、ふだん仁明のもとで御前会議が開かれていたと川尻は述べている。仁明は病であつても、しばしば御簾越しに、公卿たちの議論を聞いていた。<sup>(36)</sup> 目崎徳衛によると、嘉祥三年（八五〇）に亡くなつた仁明のあとをついた文徳天皇は、まったく内裏に入ることがなく、とくに在位の後半は後

院である冷泉院に常住していた。その背景としては、外戚良房に制約されて親政の実をあげることができなかつたためと推定されている。つぎの清和天皇は幼帝として天安二年（八五八）即位したが、貞觀六年（八六四）元服後も東宮に居住して母明子（良房女）の庇護下にあり、親政の実をあげることができなかつた。<sup>(37)</sup>

このような圧倒的な外祖父良房のもとで、『日本三代実録』貞觀十三年（八七一）二月十四日条の記事が出現する。

天皇御<sup>(38)</sup>紫宸殿<sup>(39)</sup>視<sup>(40)</sup>事、承和以往、皇帝毎日御<sup>(41)</sup>紫宸殿<sup>(42)</sup>、視<sup>(43)</sup>政事<sup>(44)</sup>、仁寿以降、絶無<sup>(45)</sup>此儀<sup>(46)</sup>、是日、帝初聽政、當時慶<sup>(47)</sup>之。

良房の死の前年に記されたこの記事は、仁寿以降の文武・清和二代にわたつて、天皇の御前での聽政が行われていなかつたことを記している。当然、天皇の御前会議が開かれていなかつたことになる。この記事は、いわば異例であるがゆえの記事であつて、これ以降仁明のときまでのような御前会議が復活したとは到底考えられない。川尻もこの記事を掲げつつ、聽政を行わなくなつた文徳、そして幼帝清和が即位し、天皇抜きでも政務がある程度行えるという「壮大な実験」を、陣定成立の契機に見ている。<sup>(33)</sup> すなわち、陣定は天皇の御前会議の代替という性格を色濃くもつてゐることになる。

### おわりに

陣定が天皇御前の公卿会議の代替であるとすると、公卿聽政（申文）とは切り離して考えなければならないことになる。官奏による天皇への上奏が行われた重要事項が、天皇の意向によつて御前の公卿会議にかけられるわけだから、官奏の前段階にあたる公卿聽政（申文）とは異なる系譜の政務だからである。

人臣摂政が良房のもとで初めておかれ、そのあとをついだ基経によつて関白が創始されると、いう九世紀後半期に、天皇の御前会議の代替として陣定が発足することは、おそらく偶然ではあるまい。天皇による政務決断に、摂政や関白が関与しつつ、強い主導権をもちうるのが、天皇と相対的に離れた陣座での公卿会議である陣定なのである。

おそらく、この陣定の特徴を権力掌握過程でもつとも有効に利用したのが、一条天皇のもとでの内覽左大臣藤原道長であった。外戚として関白になれるにもかかわらず、あえて准関白としての内覽にとどまり、陣定に出席することを選んだのである。

摂政における論奏などの分析から、その合議制は君主制の一部分として評価しうるもので、合議体が存在するからと言つて、君主制が制約をうけていたとは言えないという、吉川の指摘は正しい。<sup>34)</sup> 合議体についてのこの評価は、それが律令制ほんらいの姿か否かをひとまずおいても、摂関期でも、十分当てはまるものだと考へる。

摂関期のミウチ、つまり天皇、外戚、父院、国母などの「権力核」を重視し、陣定における公卿層の政治意志をあまり評価しない倉本一宏でも、一条朝の道長執政期、陣定の頻繁な開催を認めている。それは多いときは寛弘三年（一〇〇六）の三十七回にもおよんでいる。また摂政兼家の方針でそれほど開催されなかつた時期の永祚元年（九八九）でも、十三回開催されたとし、一条朝二十五年間で三八八回をカウントしている。そのなかに、一定程度、公卿会議とはいえない陣座での上卿と参議のみによる定が含まれている可能性はあるが、それでも吉川の主張する「年数回にすぎぬ」という数字は少なすぎる。そもそも、合議制は君主制の一部であるという吉川の主張からすれば、天皇権力を制約しえない陣定の開催頻度をあえて過小にカウントする必要はないはずなのである。

合議制を君主制の一部と見るならば、摂関期の陣定は「権力核」を支

える公卿の合議体として評価しうるものであろう。地方政治が受領に委任されている当時の国政においては、中央の国家財政そのものが大幅に縮小されている。大津透が詳細に分析した陣定の一種である受領功過定についても、そのような国家財政を支える一つの柱である。それを否定するには難しいのではあるまいか。吉川が精緻に分析した律令国家体制と比較して、たしかに摂関期の国家のありかたは質的に異なつてゐるかも知れない。しかし「陣定の過大評価」として大津らの分析を切り捨てるのは、逆に「陣定の過小評価」とは言えないだろうか。摂関期とくに道長執政期が、律令制と異なるという主張が、かえつて当該期の陣定の評価をゆがめてしまつてゐるのでは、という危惧をいだく次第である。

### 注

- ① 大津透『律令国家支配構造の研究』（岩波書店、一九九三年）。
- ② 吉川真司「摂関政治の転成」（『律令官僚制の研究』）（吉川弘文館、一九九八年所収）。
- ③ 吉川前掲書四二一頁。
- ④ 大津透「摂関期の陣定—基礎的考察—」（『山梨大学教育学部研究報告』四六、一九九五年）。
- ⑤ 川尻秋生「陣定の成立」（吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』）（吉川弘文館、一九九一年所収）。
- ⑥ 「陣定」（『平安王朝の政治と制度』）（吉川弘文館、一九九一年所収、初出一九六一年）。
- ⑦ 倉本一宏「一条朝における陣定について—摂関政治像再構築のための一試論—」（『古代文化』三九一六、一九八七年）。
- ⑧ 黒羽亮太「平安貴族社会の役と文書の変容」（二〇一八年十月十四日、於佛教大学）。当日配布レジュメによる。
- ⑨ 吉川真司「藤原道長と平安貴族社会」（設立八〇周年記念陽明文庫講座、二〇一八年十一月十日、於京都府立京都学・歴彩館大ホール）。当日配布のレジュメによる。

- (10) 『院政の研究』(臨川書店、一九九六年)所収、初出は一九九四年。
- (11) 「公卿議定制から見る院政の成立」(『院政の研究』所収、初出は一九八六年)。
- (12) 川尻前掲「陣定の成立」。
- (13) 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(『岩波講座日本歴史四 古代四』岩波書店、一九七六年所収、のち『平安貴族』平凡社、一九八六年に再録)。
- (14) 川尻前掲「陣定の成立」。
- (15) 吉川真司「上宣制の成立」「申文刺文考」(吉川前掲書所収)。
- (16) 吉川前掲「上宣制の成立」。
- (17) 早川庄八「律令制と天皇」(『史学雑誌』八五―三、一九七六年、のち『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年所収)。
- (18) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)。
- (19) 飯田瑞穂「太政官奏について」(『日本歴史』三八一、一九八〇年)。
- (20) 吉川前掲「上宣制の成立」。
- (21) 吉川前掲「申文刺文考」。
- (22) 吉川真司「律令太政官制と合議制」(前掲書所収)。
- (23) 橋本義則「『外記政』の成立——都城と儀式——」(『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年所収)。
- (24) 吉川前掲「申文刺文考」。
- (25) 美川前掲「平安時代の政務とその変遷」。
- (26) 下向井龍彦「『水左記』にみる源俊房と薬師寺——太政官政務運営変質の一側面」(古代学協会編『後期撰閥時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年所収)。
- (27) 『本朝世紀』天慶二年十二月二十九日条。
- (28) 『北山抄』拾遺雜抄下、弁官預參朝議事。
- (29) 『春記』長曆四年八月五日条。『中右記』寛治六年八月十七日条。
- (30) 『続日本後紀』承和十年七月十四日条。
- (31) 川尻前掲「陣定の成立」。
- (32) 目崎徳衛「文徳・清和両天皇の御在所をめぐって」(『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年所収)。
- (33) 川尻前掲「陣定の成立」。
- (34) 吉川前掲「律令太政官制と合議制」。
- (35) 倉本前掲「一条朝における陣定について」。
- (36) これは早く拙稿「公卿議定制から見る院政の成立」「平安時代の政務とその変遷」が指摘し、大津前掲「撰閥期の陣定——基礎的考察——」も触れている。

(本学文学部教授)